

中小企業者が行う
省工ネ化・省力化
に資する設備更新等
を支援します！

最大1,000万円補助！

商業・サービス産業経営革新事業費補助金
(省工ネ設備更新枠)

募集期間

令和6年

5/10(金)～
6/21(金)

※締切日17時必着

補助率

2/3以内

補助額

下限100万円～
上限1,000万円

詳細は秋田県公式サイト
「美の国あきたネット」から

コンテンツ番号で検索

74269



QRコード



問合せ先

秋田県産業労働部 商業貿易課 商業・創業支援チーム
TEL:018-860-2244 E-mail: shoene2024@mail2.pref.akita.jp

対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績がある
中小企業者

※製造業等、一部の業種は対象外となります。

詳しくは、美の国あきたネット掲載の実施要領やQ & Aをご確認ください。

対象事業

事業用設備の更新等による省エネ化又は省力化に資する事業

- ・審査会を経て補助金の交付決定後(8月上旬以降)に実施する取組が対象です。
- ・令和7年2月28日までに設備導入や支払い等を全て終了させる必要があります。

賃金水準向上や女性活躍に関する取組を含む計画は審査時に加点します！

※令和5年度に本補助金の交付を受けた方は、審査会で5点減点します。



補助対象経費

機械器具等導入費

更新等により省エネ化又は省力化が見込まれる事業用設備(汎用品を除く)

工事・撤去・処分費

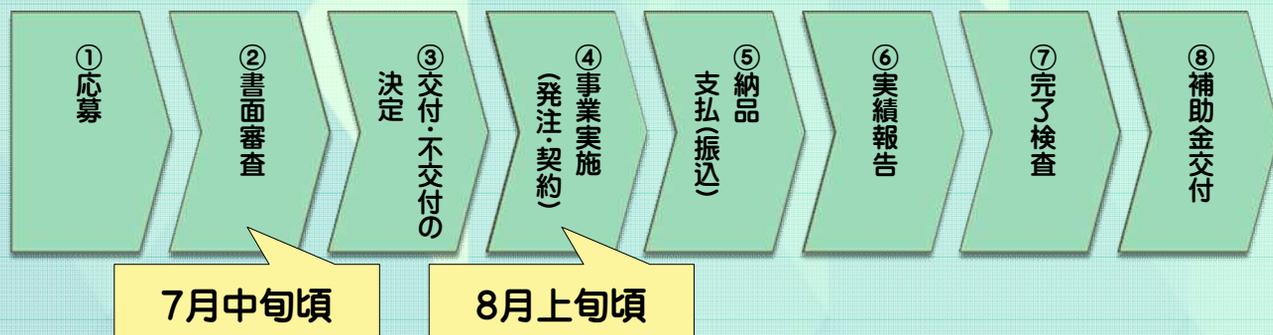
設備の設置費、更新前設備の撤去・処分費

次に掲げる経費は補助対象となりません

- ・交付決定日より前に購入、設置、契約等したもの
- ・消費税及び地方消費税等
- ・振込手数料
- ・エネルギーを使用した動力を持たない設備(断熱窓等)
- ・太陽光発電設備、蓄電器
- ・汎用品(パソコン、タブレット端末等)
- ・リース料
- ・その他事業実施に必要と認められないもの

詳しくは
実施要領や
Q & Aを
ご確認ください

応募から補助金交付までの流れ



※補助金は⑦完了検査後の精算払いとなります。